

令和2年 7月10日作成
令和2年12月18日改訂
令和3年 9月22日改訂
令和4年 2月 3日改訂
令和4年 7月19日改訂

呉市立学校において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の臨時休業について

学校安全課

1 感染者が発生した場合

- ① 学校は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、呉市教育委員会、当該学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に報告し、学校医から臨時休業の措置について、学校薬剤師から消毒について助言等を受けるとともに、呉市教育委員会は、呉市保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。
- ② 呉市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づく当該学校の全部または一部の臨時休業の要否等について判断する。
- ③ 学校は、感染者が感染可能期間に登校していた場合、直ちに必要な箇所の消毒を行う。

2 臨時休業を行う場合

- ① 臨時休業の措置について、呉市教育委員会が学校に連絡し、学校は臨時休業の措置について、速やかに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に報告する。
- ② 呉市教育委員会は、呉市保健所と相談の上、ほかに感染者がいる場合は、当該学校の全部又は一部の臨時休業の延長の要否を決定する。

3 臨時休業の延長を行う場合

呉市教育委員会は、呉市保健所の見解及び学校医の助言を踏まえて、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等、当該学校の全部又は一部の臨時休業の延長を決定する。

4 臨時休業終了後の対応

速やかに臨時休業報告書を学校教育課へ提出する。